

議第 59 号 専決処分の承認について

1 提案理由

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」といいます。）等の一部改正に伴い、専決処分により呉市税条例及び呉市都市計画税条例の一部を改正する条例（平成 28 年呉市条例第 50 号）を制定したので、その承認を求めるものです。

2 改正の内容

(1) 呉市税条例の一部改正（第 1 条関係）

ア 独立行政法人の改組に係る規定の整理

法において、独立行政法人労働者健康福祉機構が独立行政法人労働者健康安全機構に変更されたことに伴い、同機構の固定資産税の非課税措置に係る規定の整理を行いました。

イ 熱損失防止改修に伴う家屋の固定資産税の減額措置に係る申告手続の整備

工事費用の額が 50 万円を超える一定の要件を満たす住宅の熱損失防止改修（省エネ改修）工事を行った場合に、当該改修工事が完了した年の翌年度分の家屋の固定資産税を減額していますが、地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）の一部改正により、国又は地方公共団体から当該工事に係る補助金等の交付を受けているときは、その金額を減額措置の要件となる工事費用の額から控除することとされたことから、申告手続の書類に当該補助金等を記載するよう規定の整備を行いました。

(2) 呉市都市計画税条例の一部改正（第 2 条関係）

ア 農地保有に係る課税軽減措置の追加

法の一部改正により、所有する全ての農地（10アール未満の自作農地を除く。）に農地中間管理事業のための賃借権等を新たに設定した場合、当該農地について固定資産税の課税標準の特例措置（賃借権等の設定期間が 10 年以上の場合は最初の 3 年度分、設定期間が 15 年以上の場合は最初の 5 年度分、課税標準を価格の 2 分の 1 とする。）が設けられたことから、関係規定の整備を行いました。

【参考】農地中間管理事業について

農用地の利用の効率化及び高度化の促進を図るため、貸付希望者の農地を集約化した上での借受希望者への貸付け等をする事業です。

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）に基づき、農地中間管理機構に指定された一般社団法人又は一般財団法人（広島県においては、一般財団法人広島県森林整備・農業振興財団）が事業を実施します。

イ 引用条項の整理

法の一部改正による引用条項の移動に伴い、関係規定の整理を行いました。

3 施行期日

平成 28 年 4 月 1 日